

食品安全委員会第810回会合議事録

1. 日時 令和3年3月30日（火） 14:00～14:34

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 3品目

オキサチアピプロリン

ピリベンカルブ

ベンチアバリカルブイソプロピル

（厚生労働省からの説明）

・農薬及び動物用医薬品 1品目

スピノサド

（厚生労働省からの説明）

（2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）令和3年度食品安全委員会運営計画について（案）

（4）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山本委員、吉田（緑）委員、香西委員、吉田（充）委員

（説明者）

厚生労働省 阿波食品基準審査課課長補佐

（事務局）

小川事務局長、鋤柄事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、
秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1－1 食品健康影響評価について＜オキサチアピプロリン＞
- 資料 1－2 食品健康影響評価について＜ピリベンカルブ＞
- 資料 1－3 食品健康影響評価について＜ベンチアバリカルブイソプロピル＞
- 資料 1－4 食品健康影響評価について＜スピノサド＞
- 資料 1－5 「オキサチアピプロリン」「ピリベンカルブ」「ベンチアバリカルブイソプロピル」及び「スピノサド」の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜JPAN 003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ＞
- 資料 2－2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜JPAN 007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ＞
- 資料 3 令和3年度食品安全委員会運営計画（案）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第810回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は5名の委員が出席です。

また、厚生労働省から阿波食品基準審査課課長補佐に御出席いただいております。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のために、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。また、本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第810回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は8点でございます。

資料1－1から1－4までがいずれも同じ資料名で「食品健康影響評価について」、資料1－5が「『オキサチアピプロリン』『ピリベンカルブ』『ベンチアバリカルブイソプロピル』及び『スピノサド』の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」、資料2－1及び2－2がいずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料3が「令和3年度食品安全委員会運営計画(案)」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和2年1月14日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1-1から1-4までにありますとおり、厚生労働大臣から3月22日付で農薬、農薬及び動物用医薬品4品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の阿波食品基準審査課課長補佐から説明をお願いしたいと思います。

○阿波食品基準審査課課長補佐 よろしくお願いたします。厚生労働省食品基準審査課の課長補佐の阿波と申します。本日、残留農薬基準等審査室長の井上が急遽出席できなくなりまして、私の方で代わりに御説明をさせていただきますことを御容赦いただければと思います。

では、御説明させていただきます。まず、資料1-1から資料1-4が要請書の書類になりまして、実際の具体的な御説明につきましては、資料1-5で御説明させていただきますと思います。お願いたします。

資料1-5ですけれども、1枚おめくりいただきまして、別添1のオキサチアピプロリンでございます。こちらは農薬でございます。本件につきましては、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請がありまして、改めて食品健康影

響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤です。

日本におきましては、ばれいしょ、トマトなどに既に登録がされておりまして、今回は、ももへの適用拡大が申請されております。

続いて、国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおきまして毒性評価がなされており、国際基準は、ぶどう、ブロッコリー等に設定されております。また、諸外国におきましては、米国でかんきつ類、トマト、欧州でぶどうなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまで3度御評価をいただいております。ADIは3.4 mg/kg 体重/日と評価いただいております。

続きまして、次のページをお願いいたします。農薬ピリベンカルブでございます。本件につきましても、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤です。

日本におきましては、小麦、りんごなどに既に登録がされておりまして、今回、にんにく、オクラなどへの適用拡大の申請がされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価は行われておりません。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで3回御評価をいただいております。ADIは0.039 mg/kg 体重/日、ARfDは1.1 mg/kg 体重と評価されております。

次のページをお願いいたします。こちらは3剤目の農薬ベンチアバリカルブイソプロピルでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は殺菌剤です。

日本においては、農薬として、きゅうり、トマトなどに農薬登録がされていますが、今回、さといも、まくわうりへの適用拡大の申請がなされております。

JMPRでの評価は行われておりませんが、諸外国の基準では、米国、欧州でぶどう、トマトなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで7回御評価いただいております。次のページにかけてになりますけれども、ADIは0.069 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしと評価をいただいております。

続きまして、さらに次のページでございますが、4剤目、農薬及び動物用医薬品スピノサドでございます。本件につきましては、追加資料の提出に伴う残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は殺虫剤です。

日本においては、農薬として、キャベツ、りんごなどに農薬登録がされています。動物用医薬品としましては、鶏舎を対象に承認されております。今回、茶の追加資料提出がな

されております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準は、りんご、トマトなどに設定されております。また、諸外国におきましては、米国でバナナ、マンゴー、欧州でぶどう、レタスなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで3回御評価いただいております、次のページになりますけれども、ADIは0.024 mg/kg 体重/日と評価いただいております、ARfDは設定の必要なしというふうに評価をいただいております。

最後になりますが、次のページの別添2といたしまして、食品安全委員会に評価依頼を2回目以降お願いするものにつきましては、追加データの状況について列記をさせていただいております。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今厚生労働省から説明をしていただきました農薬3品目、オキサチアピプロリン、ピリベンカルブ、ベンチアバリカルブイソプロピル並びに農薬及び動物用医薬品1品目、スピノサドについては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

農薬3品目並びに農薬及び動物用医薬品1品目については、今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定1の(2)の規定により、担当の吉田緑委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づいて既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、説明をお願いしたいと思います。

○吉田（緑）委員 分かりました。

農薬オキサチアピプロリン、ピリベンカルブ、ベンチアバリカルブイソプロピル並びに農薬及び動物用医薬品であるスピノサドにつきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今吉田委員から説明を伺いましたが、農薬の3品目及び農薬及び動物用医薬品1品目については、既存の評価結果に影響を及ぼすことは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

阿波課長補佐、ありがとうございました。

○阿波食品基準審査課課長補佐 こちらこそありがとうございました。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、私から概要について説明をいたします。

最初は、JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼに関する審議結果の報告でございます。

資料2-1、4ページの要約を御覧ください。

本添加物は、*Aspergillus niger* B0-1株を宿主として、*Penicillium oxalicum* LCT23株由来のグルコアミラーゼ遺伝子を導入して作製したJPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼであります。本添加物は、アミロースなどの多糖類の α -1,4-D-グルコシド結合を加水分解して β -D-グルコースを生成する酵素で、デンプン糖製造において糖化効率の向上を目的として使用されます。

本添加物について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づいて検討した結果、挿入遺伝子の安全性や産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認し、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められないことから、本添加物はヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

続きまして、2品目めのJPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼに関する審議結果でございます。

資料2-2の4ページの要約を御覧ください。

本添加物は、*Aspergillus niger* B0-1株を宿主として、*Talaromyces leycettanus* CBS 398.68株由来のヘミセルラーゼ遺伝子を導入して作製したJPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼであります。本添加物は、マンナン α -1,4-D-マンノシド結合を加水分解する酵素で、インスタントコーヒー製造における生産性及び品質の向上を目的として使用されるものであります。

本添加物についてもJPAN003株と同様に検討した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められないことから、本添加物はヒトの健康を損なう

おそれはないと判断しました。

以上2品目について、追加の情報を事務局から説明をお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 それでは、補足の御説明をいたします。

最初にグルコアミラーゼです。資料2-1を御覧ください。

評価書案の3ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、昨年5月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、7月の専門調査会において御審議いただき、評価書案を取りまとめていただいております。

5ページの中段から食品健康影響評価でございます。

7ページの下段を御覧ください。「第2. 宿主に関する事項」でございます。今回、宿主は*Aspergillus niger* B0-1株でございます。病原性で問題となる菌種ではないとされており、感染研の安全管理規程におきましてはバイオセーフティレベルが1に相当するということでございます。

8ページの中段でございますが、「ベクターに関する事項」につきましては、塩基配列等が明らかになっております。

また、次のページでございますが、既知の有害塩基配列も含まれていないということが確認をされているところでございます。

その次、9ページの中段になりますけれども、第4. 挿入DNAなどに関する事項でございます。遺伝子の供与体は1. の(1)に記載の2種でございまして、安全性についても特段の問題は確認をされておられません。

その下でございます。2. といたしまして挿入DNA及びその遺伝子産物の性質についての事項でございます。今回、グルコアミラーゼをコードしております*amgPOPE001*遺伝子と選抜マーカーをコードする遺伝子を導入しております。

10ページの一番上のところでございますが、(3) 挿入遺伝子の機能に関する事項のところでございます。①の*amgPOPE001*遺伝子につきましては、挿入遺伝子の供与体と遺伝子産物のアレルギー誘発性を示唆する報告はございませんでした。

また、その次のc. でございますが、遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性につきましては、人工胃液で試験開始後0.5分以内に分解されることなどが示されております。

12ページに移っていただいて、下段になりますけれども、「組換え体に関する事項」でございます。

2. の(2) でございます。13ページの上段にございますけれども、オープンリーディングフレームの有無等について記載をしております。幾つか検出されておりますORFにつきまして、アレルゲンデータベースを用いた相同性検索を行っております。その結果、一部既知のアレルゲンとの相同性が認められておりますけれども、評価した結果、アレルギー誘発性の可能性は低いと判断をしております。

次に、13ページの最後のところ、「第7. 遺伝子組換え添加物に関する事項」でござい

ますけれども、本添加物はフランス、カナダで使用が認められているものでございます。

以上から、14ページの最後、食品健康影響評価結果でございますけれども、委員から御説明のあったとおりでございます。

続きまして、ヘミセルラーゼでございます。資料2-2でございます。

評価書案の3ページを御覧ください。審議の経緯でございますけれども、昨年5月の食品安全委員会におきまして要請事項説明がなされまして、7月の専門調査会において審議いただき、評価書案を取りまとめていただいているところでございます。

5ページに飛んでいただいて、食品健康影響評価でございます。

7ページの下段になります「第2. 宿主に関する事項」でございますけれども、ただ今御説明いたしましたJPAN003株と同様のものでございます。

また、8ページの中段、「ベクターに関する事項」でございますが、こちらにつきましても、JPAN003株と同様に、*E. coli*由来のプラスミドを用いて作製をされております。

9ページへ移っていただきまして、上段になります。第4. 挿入DNAなどに関する事項でございますが、遺伝子の供与体は1. の(1)に記載の2種でございますが、安全性についても特段の問題は確認をされていないということでございます。

その次でございますが、2. といたしまして、挿入DNA及びその遺伝子産物の性質についての事項でございます。今回、ヘミセルラーゼをコードしております*manATL*遺伝子と選抜マーカーをコードする遺伝子を導入しているところでございます。

9ページの最後になりますけれども、(3) 挿入遺伝子の機能に関する事項でございますが、①の*manATL*遺伝子につきましては、挿入遺伝子の供与体と遺伝子産物のアレルギー誘発性を示唆する報告はございません。

また、10ページのc. 遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性の部分でございますが、人工胃液で試験開始後0.5分以内に分解されることなどが示されております。

12ページに移っていただいて、中段の「第5. 組換え体に関する事項」でございますが、2. の(2) のオープンリーディングフレームの有無等についての記載の部分でございます。幾つか検出されておりますORFにつきまして、アレルゲンデータベースを用いて相同性検索を行っております。その結果、相同性を示す既知のアレルゲンは検出されてございません。

次に、13ページの中段、「第7. 遺伝子組換え添加物に関する事項」でございますけれども、本添加物は、米国、フランス、デンマークで使用が認められているものでございます。

以上から、14ページの最後、食品健康影響評価結果でございますけれども、委員の御説明のとおりでございます。

以上2件につきまして、よろしければ、明日から4月29日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特によろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 令和3年度食品安全委員会運営計画について(案)

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「令和3年度食品安全委員会運営計画について(案)」であります。

本件については、本年2月16日の第805回委員会会合において取りまとめた運営計画案について意見の募集を行い、それを踏まえた上で本委員会において最終決定を行うことといたしておりました。

これを受けて、2月24日から3月25日までの間、意見募集が実施されましたので、その結果について事務局から説明をお願いいたします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして、御説明いたします。

お開きいただきまして、1ページ目でございますが、これまでの審議の結果及び関係委員の名簿等がございます。

その次の2ページ目から運営計画の案でございますけれども、これは2月16日に本委員会に御報告をしたものと変わっておりませんので、御説明は割愛させていただきます。

後ろから6ページございます。参考というところで、今回のパブリックコメントの手続において出されました意見、それからそれに対する当委員会の回答を表の形でお示しております。概略を御説明させていただきます。

まず、参考資料の1ページでございます。意見は大きく5通いただいております。

まず1点目でございますけれども、食品添加物等につきまして、今までの科学的根拠を見直すべきではないか。安全であるという科学的根拠のみで安全と結論づけるべきであり、人体への複合的、長期的な影響などについては分からないと示すことが偽りのない根拠だと思いますなどとする御意見でございます。また、食については、予防原則にのっとって進めていただきたいという意見でございます。

2点目の意見でございますけれども、未来を担う子供たちに食べさせる食事、給食について、農薬や化学肥料を使わずに育てた安心安全なものにしてほしい。あるいはネオニコチノイドや除草剤は使用しないように。あるいは身体に害のある遺伝子組換え作物や添加

物の使用を認めないでくださいという趣旨のものです。

3点目が、アメリカ等からの遺伝子組換え食品、ゲノム編集食品、グリホサートなどの毒性が強い除草剤、ネオニコなどの殺虫剤等の使用されている食品の輸入を全面禁止にしていきたいという趣旨のものです。

また、学校給食で出される食物は有機もしくは自然栽培のものを提供するようにというものが3つ目でございます。

以上の1番目から3番目までの意見につきましては、当委員会の回答につきまして、1ページの表の右側の欄に記載をしているものでございます。まず、食品安全委員会の基本認識を述べた上で、科学的知見に基づき客観的、中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行うということでございます。

それから、基本的考え方の下で、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて食品健康影響評価を行ってまいりますということで、食品安全基本法の基本的な考え方をお示ししております。

また、農薬、遺伝子組換え食品、添加物等の使用に関する御意見につきましては、リスク管理官庁である厚生労働省、農林水産省へお伝えするというものでございます。

1から3につきましては、そのような回答を考えております。

次に、4点目の御意見はリスクコミュニケーションについてでございます。農薬について重点を置くこととしておりますが、農薬は適切に使用されており、人体には影響ないというようなことにならないようお願いするという趣旨。あるいは農薬の成分数や種類数の多さ、世界各国との残留農薬基準の比較も周知すべきであるという御意見。それから、企業からの申請に基づく評価は1年以内という目安がございしますが、企業の提出の検証結果をうのみにする結果とならないよう十分注意すべきという御意見。それから、残留農薬、添加物、遺伝子組換え食品について複合影響を検証しないのはおかしいという御意見等でございます。

この4点目の意見につきましては、3ページの右側の欄に掲げておりますように、食品安全委員会はリスクコミュニケーションの重点テーマを「農薬」として令和3年度は取り組みます。残留農薬の食品健康影響評価について、分かりやすい説明に取り組む。それから、国民から信頼できる情報の入手先となるよう取り組む。農薬の成分数等々につきましては、リスク管理を実施している厚労省、農水省へお伝えするというもの。

それから、食品健康影響評価に使用する資料につきましては、リスク管理機関が法令に基づき提出を求めているものでございまして、これらに基づいて適切な資料を用いることとしております。

食品安全委員会においても、科学的な信頼性を確認し、必要な場合は追加の資料提出等を求めて、十分な審議を行い、評価しております。また、複合化合物のばく露に対するリスク評価につきましても、最新の情報の収集と提供に努めてまいります。これが4点目の

意見に対する回答でございます。

次に５点目でございますが、４ページから７ページでございます。意見の方が少し長いので、主要部分だけを説明させていただきまして、あとは御高覧いただきたいと思います。

まず１点目、今年度のテーマが農薬ということで、ネオニコチノイド系農薬、グリホサートについて整理された情報が当委員会から周知されることを期待するというもの。

５ページにまいりまして、一般消費者に対しては、文字情報に加え、画像や動画を効果的に活用あるいはSNS等の機能を用いるということで、双方向のリスクコミュニケーションを実現させていただきというもの。

それから、消費者が正しく情報を理解できるよう、メディアへの周知を行ってくださいというもの。２点目には、過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性データが不十分な化学物質や新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってくださいという趣旨のもの。

それから、食品安全基本法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在する。そのため、食品添加物についても国内外の最新の科学的知見を収集し、適切に評価するという仕組みの構築を検討すること。

それから、整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成すること。

４点目に、いわゆる「健康食品」を重点化し、周知や理解促進に取り組まれないということが主な趣旨の意見でございます。

これにつきましては、４ページの右側の欄でございますが、食品安全委員会はリスク評価機関としての認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施しますということで、４ページの右側に具体的な手法について記載をしております。

５ページでございますが、食品添加物の安全確保につきましては、基準・規格を定めている厚生労働省において危害情報を収集・分析した上で、リスク管理の在り方を検討すべきであること。御意見については、厚生労働省にお伝えすること。

また、食品添加物の規格・基準を設定・変更しようとする際には、当委員会は科学的な視点から食品健康影響評価を行うことと回答しております。

６ページにまいりまして、アレルゲンを含む食品につきましては、ワーキンググループの調査審議において知見が不十分であることが指摘されておりますということ。

それから、いわゆる「健康食品」につきましては、オンラインでの消費者団体の勉強会等に講師を派遣するなど、「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」の解説を行うなどの情報提供を行ったこと。さらに、令和３年度におきましても、引き続き積極的に「健康食品」に関する意見交換等を行ってまいりますという回答を考えております。

私からの説明は以上でございます。もしできますれば、原案のとおり本委員会で決定をいただきたく考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、報告された案のとおり決定したいと思います。よろしくごさいますね。

ありがとうございます。

(4) その他

○佐藤委員長　ほかに議事はありませんか。

○新総務課長　特にございません。

○佐藤委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、4月6日火曜日14時から開催を予定しております。

また、31日水曜日14時から「農薬第四専門調査会」がWeb会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第810回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。